



# グローバル変動金利債券ファンド

円ヘッジありコース/円ヘッジなしコース

## 愛称：ヘンリー

追加型投信/海外/債券

### スポットレポート

## ECBの利下げについて

欧州中央銀行（ECB）は、6月5日の定例理事会で、指標となる政策金利を0.1%引き下げ、過去最低の0.15%としました。また、主要国・地域で初めて、市中銀行が余剰資金をECBに預け入れる金利を0.0%から-0.1%へと引き下げる政策も導入しました。さらに、民間企業向け貸し出し促進のため、最長4年間の低利融資資金を供給するプログラムも導入しました。ECBは、ユーロ圏諸国の低インフレ状態が長期化する事に警戒感を強めていると同時に、域内の銀行が融資に慎重であることを問題視しており、銀行の貸し出し減少に歯止めをかけることが景気の下支えのカギを握ると認識しているものと思われます。

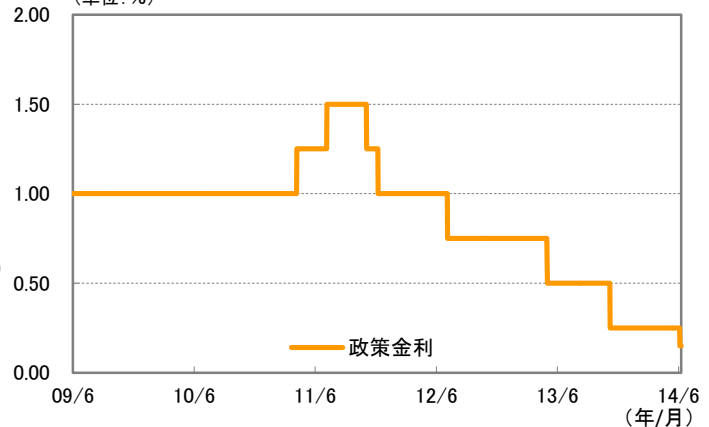
今般決定のマイナス金利の導入の可能性については、事前に取り沙汰されていたことからそれ程の驚きではありませんが、ECBのドラギ総裁が「さらなる追加緩和」に含みを持たせていることから、当面、ユーロ圏の短期金利の上昇は見込めないものと考えます。一方で、同総裁は、「政策金利が下限に達した」とも述べており、短期金利水準が限界的な水準まで低下していることも事実といえます。

今回の政策は依然ファンダメンタルズがぜい弱な南欧諸国への景気下支えとなることから、欧州債券市場にとっては好ましい環境が続くことが期待されます。一方、米国に関しては、緩やかな景気回復が続く中、FRBの金融政策の出口戦略を巡る議論が活発化しており、妥当な時期に短期金利を引き上げるいくつかの手段が検討されております。このように欧米で金融政策の方向性に違いが出てきておりますが、総じてグローバル変動金利債券市場の先行き見通しは明るく、金利の変動による価格変動が小さいという変動金利債券の優位性も発揮され安定した値動きが見込まれます。

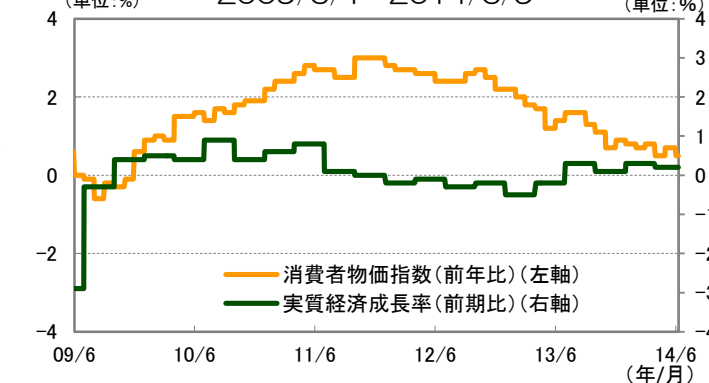
(UBPインベストメンツからの情報を基に作成)

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

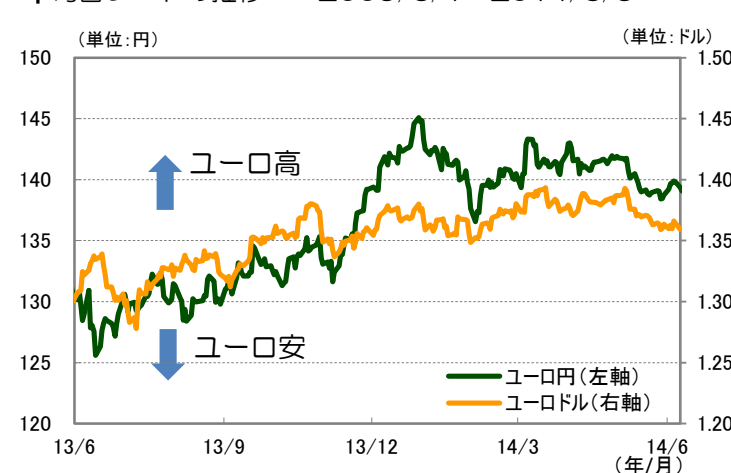
ECB政策金利の推移 2009/6/1～2014/6/9  
(単位:%)



ユーロ圏消費者物価指数と実質経済成長率の推移 2009/6/1～2014/6/9  
(単位:%)



為替レートの推移 2009/6/1～2014/6/9  
(単位:円) (単位:ドル)





## ファンドの特色

### 1. 主として各国政府・企業等が発行する外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て、スイスフラン建て）の変動金利債券等に分散投資を行います。

※市場環境によって、通貨を変更する場合があります。

●投資対象とする債券は、取得時において、発行体格付けが投資適格（BBB-以上）の債券（劣後債、優先出資証券等を含みます。）とします。ただし、個別の債券に付与された格付けは、発行体格付けを下回る場合があります。

●マザーファンド※の純資産総額の25%以下で、固定金利債券等にも投資を行い、金利動向等に応じて固定金利債券等の投資比率を機動的に調整します。

※マザーファンドについては、投資信託説明書（交付目論見書）のファンドの仕組みをご参照ください。

●ポートフォリオ全体の実質的なデュレーションを、最大1.5年程度までとします。

●デュレーションとは、金利の変化に対する債券の価格の感応度（変動の割合）を表す指標で、一般的にこの数値が大きいほど、金利変動による価格の変動も大きくなる傾向にあります。

●マザーファンドにおける、債券の運用指図に関する権限を、ユニオンバンクール プリヴェ ユービーピー エスエーに委託します。

### 2. 「円ヘッジありコース」と「円ヘッジなしコース」があります。

#### 円ヘッジありコース

原則として、対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を受けます。そのため、円安時の為替差益の獲得が期待できます（円高時は、為替差損が発生します。）。

#### 円ヘッジなしコース

原則として、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。

### 3. 原則、年1回の決算時に、収益の分配を行います。

●決算日は、原則4月20日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2015年4月20日です。

●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●必ず分配を行うものではありません。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。

## ファンドの主なリスクと留意点

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

### [ 基準価額の変動要因 ]

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドの主なリスクは以下の通りです。 ※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### 価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、変動金利債券の場合は、金利上昇や金利低下にかかわらず、価格が安定して推移する傾向があります(固定金利債券は、金利上昇時に価格が下落し、金利低下時には価格は上昇します)。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、元利金の弁済順位が低い社債(劣後債、優先出資証券等)については、発行体の経営状況等が著しく悪化した場合、基準価額が一般の社債よりも大きく下落する可能性があります。

なお、エマージング債券については、政治・経済情勢、制度変更等の影響を受けやすく、流動性が低いこと等から、価格がより大きく変動することがあります。

### 信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### 為替変動リスク

円ヘッジありコース	原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。但し、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
円ヘッジなしコース	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### [ その他の留意点 ]

- ◆ クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

## お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成26年4月14日から平成26年4月28日まで 継続申込期間 平成26年4月30日から平成27年7月17日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、お申込みを受けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、購入・換金の申込総額が多額な場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成31年4月19日まで(設定日 平成26年4月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、またはグローバル変動金利債券ファンドの合計残存口数が20億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、4月20日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成27年4月20日。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お客さまにご負担いただく手数料等について

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

購入時手数料	購入価額に <b>3.24%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用(信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.9828%(税抜0.91%)</b> を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、各ファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <input type="checkbox"/> <b>監査費用</b> 各ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00432%(税抜0.0040%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 <input type="checkbox"/> <b>その他の費用(売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等)</b> ※運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの委託会社およびその他関係法人の概況

委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(登録番号: 関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。 信託財産の運用指図等を行います。 電話: 03-5290-3519(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス: <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a>
受託会社	みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社: 資産管理サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管・管理等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。